

第 1 審査会の結論

福島県知事（以下「実施機関」という。）が、平成 22 年 10 月 18 日付け 22 土第 1352 号で行った公文書不開示決定、平成 22 年 10 月 27 日付け 22 南建第 2332 - 1 号、平成 22 年 11 月 26 日付け 22 南建第 2622 - 1 号及び平成 22 年 12 月 1 日付け 22 南建第 2665 号で行った公文書一部開示決定において、不開示とした部分のうち、実施機関は次の部分を開示すべきであるが、その他の部分については妥当である。

なお、以上の判断において、不開示とする根拠条項は、福島県情報公開条例（平成 12 年福島県条例第 5 号。以下「条例」という。）第 7 条第 2 号、第 3 号及び第 5 号が適当である。

- 1 平成 19 年 3 月 6 日付け及び平成 20 年 4 月 18 日付けで弁護士が作成し記名・押印した法律相談回答書のうち、次の部分を除いた情報
 - ・個人の氏名（弁護士が事業を営む上で使用している氏名を除く。）
 - ・弁護士の印影
 - ・異議申立人の要求行為に関する表現
- 2 上記弁護士への法律相談の内容（添付図面を含む。）のうち、次の部分を除いた情報
 - ・県職員を除く個人の氏名
 - ・個人の特定につながるおそれのある言動、市町村名を除いた地名と番地（図面の番地を除く。）
 - ・土地家屋調査士の氏名及び住所
 - ・県南建設事務所の質問項目の「事務所の考え方」の部分
 - ・県南建設事務所の質問項目に記載されている異議申立人の要求行為に関する表現
 - ・用地グループ質問項目の「1 概要」の「」に記載されている「」の部分
- 3 県職員が作成した法律相談の際の弁護士の発言内容等を記載した文書〔平成 19 年 3 月 6 日付け復命書添付の弁護士との法律相談結果〕及び「（平成 20 年 4 月 16 日）法律相談の結果」のうち、次の部分を除いた情報
 - ・法律相談の際の弁護士と県職員の発言内容を記載した部分

第 2 異議申立てに係る経過

- 1 異議申立人は平成 22 年 10 月 4 日、同月 13 日、11 月 12 日及び同月 17 日付けで、条例第 5 条の規定により、実施機関に対して
 - (1) 平成 19 年 3 月 6 日付け法律事務所からの回答書及び質問書
 - (2) 福島県土木部総務課用地グループ参事兼課長より福島県県南建設事務所長宛（異議申立人が指定する番地にかかる登記事務及び弁護士の回答書の写し並びにこれらにかかる一切の文書。）平成 12 年 4 月～平成 22 年 3 月まで。
 - (3) 公共用地の取得に伴う法律相談事務取扱要領第 3 条の規定により福島県土木部長宛に平成 19 年 2 月 23 日付け 18 南建第 12845 号で申請した（第 1 号様

式申請書)内容等がわかる一切の資料

(4) 平成19年3月5日付け法律事務所への出張命令簿及び出張復命書との内容で公文書の開示請求(以下「本件開示請求」という。)を行った。

2 これに対して実施機関は、平成22年10月18日、同月27日、11月26日及び12月1日付けで、本件開示請求に対応する公文書として「平成19年3月6日付けで弁護士が作成した法律相談回答書」ほか(以下「本件公文書」という。)を特定し、これらを不開示及び一部開示するとの決定(以下「本件処分」という。)を行い、異議申立人に通知した。

3 異議申立人は、平成22年12月2日、平成23年1月7日及び同月24日付けで、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第6条の規定により、本件処分を不服として、実施機関に対し異議申立てを行った。

4 これに対して実施機関は、平成22年12月15日、平成23年1月27日及び2月9日付けで、福島県指令士第1796号ほかにより補正を求め、異議申立人は平成23年1月7日及び2月18日付けで補正書を提出しその補正を行った。

5 実施機関は、平成23年3月3日付けで、行政不服審査法第48条で準用する同法第36条の規定により異議申立書4件について併合する旨を異議申立人に通知した。

第3 異議申立人の主張

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分を取り消し、本件公文書の開示を求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立ての理由は、異議申立書、意見書及び口頭による意見陳述を総合すると次のとおりである。

(1) 条例第8条第2項の規定により、たとえ個人に関する情報であっても、住所、氏名等の記述を取り除くことにより特定の個人が識別できなくなったもので、公開しても当該個人の権利利益を害しないと認められるときは、条例第7条第2号には該当しないものとして開示しなければならない。

(2) 地方公務員等の職務遂行に係る情報については、職務命令により事務処理されているのだから、条例第7条第2号には該当しないものとして全て開示しなければならない。

(3) 福島県は、弁護士の行う業務は、専ら相談者からその時点での限られた情報に基づいて判断されるものであり、相談内容が公にされると一度の相談での回答内容が未成熟のまま独り歩きするなど、結果的に弁護士の信用・評価に不当な影響を及ぼし、その正当な利益を害するおそれがあると主張するが、本件公文書である法律相談回答書等は「公共用地の取得に伴う法律相談事務取扱要領」に基づき作成されたものであり、依頼を受けた弁護士は、行政がその回答書に基づき執行すると理解しているから公開されることは承知しているはずである。

福島県は弁護士の信用・評価に不当な影響を及ぼしその正当な利益を害するおそれがあるとしているが、法律事務所が回答書の提供に際して、将来公開しない

ことを求める意思表示を福島県にしておらず、又福島県は公開しない条件を受け入れた上で法律事務所からの回答書を受領したものではない。また福島県から正当な報酬として公金（報奨金）が弁護士に支払われているので条例第7条第3号には該当しない。

- (4) 福島県は用地事務に関して不適正な事務処理をしたにも関わらず法律事務所の回答書に基づき、法的に適正な事務処理をしたと主張している。回答書の対価として福島県は報奨金を法律事務所に支払っており受領した法律事務所が回答書に対して責任を負うのは当然であり、福島県の地位を不当に害することにはならないので条例第7条第6号には該当しない。
- (5) 福島県が行った事務処理の違法性を主張する異議申立人への対応等について、その交渉等に関する情報及びその内容が公にされた場合、福島県の事務処理の適正な執行に支障を及ぼし、福島県の当事者としての地位を不当に害するおそれがあるものであることから条例第7条第6号に該当するとあるが、平成19年11月9日付け19南建第3112号及び平成19年12月10日付け19南建第3500号により、福島県県南建設事務所長の職名で私の照会文に対して福島県県南建設事務所長は法律違反して事務処理しましたと不適正な事務処理を認めているので該当しない。
- (6) 福島県は「訴訟に発展する可能性を含んでいる。」と主張するが、私は福島県に不適切な事務処理を取り消し、原状復旧させて、もう一度適正な事務処理をしてくださいと要望しているだけである。訴訟に発展する可能性について何ら具体的な主張・立証もないことから、条例第7条第6号に該当しない。

第4 実施機関の説明要旨

1 本件処分の趣旨

実施機関が本件公文書を不開示及び一部開示とした理由は、不開示及び一部開示決定理由説明書及び口頭による理由説明を総合すると次のとおりである。

2 本件公文書について

本件公文書は、主要地方道「矢吹小野線」の公共用財産境界確定及び未登記処理に係る諸問題を弁護士に法律相談し、これに係る事務手続きとして、土木部用地室及び県南建設事務所で作成された一連の関係文書及び弁護士が作成した法律相談回答書等である。

- (1) 「公共用地の取得に伴う法律相談事務取扱要領」に基づき県南建設事務所と土木部用地室との事務手続きに関する文書
 - ア 県南建設事務所長が土木部長に出した相談依頼の申請書
 - イ 土木部長が県南建設事務所長に出した申請の許可通知書
 - ウ 用地グループ参事が県南建設事務所長に出した法律相談実施の結果通知
- (2) 各弁護士への質問書（法律相談の内容を記載した文書、図面添付）
- (3) 法律相談当日の旅行命令書
- (4) 弁護士が作成した法律相談回答書（平成19年3月6日及び平成20年4月18日付け）

- (5) 県職員が作成した法律相談の結果（平成19年3月6日付け復命書添付の弁護士との法律相談結果及び平成20年4月16日の法律相談の結果）

3 不開示及び一部開示決定の理由について

(1) 基本的な考え方

本件開示請求は、第2「異議申立てに係る経過」1の(1)～(4)のとおり4件で構成されているが、1の(1)、(2)及び(4)について不開示決定等をする際に根拠条項として、以下の理由から個人情報に関する条例第7条第2号、事業情報に関する同第3号及び事業執行過程情報に関する同第6号に該当し、(3)については、同第2号及び同第6号に該当する。

ア 異議申立人等の氏名のほか、その言動、県職員の職員番号などが記載されており、開示できない。

イ 法律相談における専門的知識等の内容を開示することは、弁護士の正当な利益を害するおそれがあるため、開示できない。そもそも弁護士は法律相談の内容は開示されることを前提としていない。

ウ 異議申立人との交渉等に関する県の対処方針を含む内容を開示することとなれば、県の当事者としての地位が不当に害されることになるため、開示できない。

(2) 個別の不開示項目について

ア 条例第7条第2号の該当性について

本号の趣旨は、対象公文書に個人に関する情報が含まれている場合において、開示することによりその個人の正当な利益が侵害されるときは、不開示とすることを定めたものである。

(ア) 不開示とした部分

本件公文書の「異議申立人や関係者の氏名のほか、その言動や要求内容に係る部分、県職員の職員番号など」

(イ) 不開示とした理由

不開示部分については、異議申立人などの特定の個人の氏名であること、及びその言動や要求内容、県職員の職員番号などが具体的に記載されており、これらの情報は特定の個人を識別することができるもの、又は公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものに該当するとともに、本条ただし書のいずれにも該当しないため、不開示としたものである。

イ 条例第7条第3号の該当性について

本号の趣旨は、対象公文書に事業を営む個人の事業に関する情報が含まれている場合において、開示することによりその事業者の正当な利益が侵害されるときは、不開示とすることを定めたものである。

(ア) 不開示とした部分

本件公文書の「弁護士が作成した法律相談回答書（平成19年3月6日及び平成20年4月18日付け）」及び「県職員が作成した法律相談の結果（平成19年3月6日付け復命書添付の弁護士との法律相談結果及び平成20年4月16日の法律相談の結果）」に記載されている県道用地管理事務に係る諸問題に関して法律相談した部分

(イ) 不開示とした理由

不開示部分については、県道用地管理事務に係る諸問題に関して法律相談した内容であり、県からのその時点での限られた情報に基づいて判断されたものであり、公にされると一度の相談での回答内容が未成熟のまま独り歩きするなど、結果的に弁護士信用・評価に不当な影響を及ぼし、その正当な利益を害するおそれがあることから、不開示としたものである。

ウ 条例第7条第6号の該当性について

本号の趣旨は、県の機関又は国等が行う事務又は事業の目的達成又は公正かつ適切な執行の確保を図る上で、開示することにより、事務又は事業の適正な遂行に支障が生じることがあり得る情報について、不開示とすることを定めたものである。

(ア) 不開示とした部分

本件公文書の「県が行った県道用地管理事務の違法性を主張する異議申立人への対応等についての、交渉等に関する部分」

(イ) 不開示とした理由

不開示部分については、異議申立人との交渉等に関する情報であって、今後の状況いかんでは訴訟に発展する可能性を含んでいるため、その内容が公にされた場合には、当該事務の適正な執行に支障を及ぼし、県の当事者としての地位を不当に害するおそれがあるものであることから、不開示としたものである。

第5 審査会の判断

1 本件公文書について

本件公文書は、「公共用地の取得に伴う法律相談事務取扱要領」に基づき、主要地方道「矢吹小野線」の公共用財産境界確定及び未登記処理に係る諸問題を弁護士に法律相談し、これに係る事務手続きとして作成された文書、弁護士への法律相談の内容（添付図面を含む。）法律相談当日の県職員の旅行命令書、弁護士が作成し記名・押印した法律相談回答書及び県職員が作成した法律相談の際の弁護士の発言内容等を記載した文書である。

2 不開示及び一部開示情報の該当性について

当審査会では本件処分の妥当性を判断するに際して、本件公文書が以下の条例に定める不開示とする根拠条項に該当するか否かを検討する。

なお、実施機関は、条例第7条第2号、第3号及び第6号に該当すると主張しているが、当審査会は諮問のあった案件について実施機関に答申する上で、条例が適切に運用・解釈されているかを検討する必要があることから、実施機関が主張する根拠条項の該当性と併せて他の不開示とする根拠条項の該当性の有無についても検討することとした。

(1) 条例第7条第2号該当性について

ア 条例第7条第2号の趣旨について

本号は、個人の尊厳と基本的人権を尊重する立場から、個人のプライバシー

を最大限に保護する必要があり、プライバシーは、いったん開示されると、当該個人に対して回復し難い損害を与えることがあることから、特にプライバシーに関する情報については、最大限保護することを目的としており、特定の個人が識別され得るような情報が記録されている公文書は、原則として不開示とすることを定めたものであると解される。

さらに、個人を識別することはできない情報であっても、個人の人格と密接に関連したり、公にすることにより個人の財産権等の権利利益を侵害する情報もあり得ることから、そのような個人情報についても原則として不開示とすることを定めたものと解される。

また、本号ただし書は、個人が識別され得る個人情報には、公知の情報や人の生命、財産等を保護するために、公にすることが必要な情報が含まれることもあることから、個人の権利利益を侵害しないもの及び個人の権利利益に優越する公益が認められる場合には、不開示としないことを限定的に定めたものと解される。

イ 条例第7条第2号本文の該当性について

本件開示請求にかかる情報の中には、異議申立人や関係者の氏名のほか、県職員の職員番号、個人の特定につながるおそれのある言動、市町村名を除いた地名及び番地などが具体的に記載されている部分があり、その部分については個人に関する情報に該当するものであり、本号本文に該当する情報と認められる。

ただし、県職員の氏名については、条例第7条第2号ただし書ウにより開示すべきであり、又、弁護士名については次の条例第7条第3号該当性において判断することとする。

なお、公文書開示制度は異議申立人以外の他の第三者から開示請求があった場合も同様の内容を開示する制度であることから、異議申立人本人に関する情報や異議申立人が既知の事実であっても、本号本文に該当する情報については不開示となるものである。

ウ 条例第7条第2号ただし書の該当性について

条例第7条第2号本文に該当する情報であっても、同号ただし書のいずれかに該当する場合には公益上必要なものとして例外的に開示するものとしている。

まず、ただし書ア「法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」の該当性について判断する。

ただし書アは、登記簿に登録されている法人の役員に関する情報や不動産の権利関係に関する情報等法令等の規定により公にされている情報については、一般に公表されている情報であり、場合によっては個人のプライバシーを侵害するおそれがあるとしても、受忍すべき範囲にとどまるものと考えられることから、これを開示することとしたものである。

本件公文書の中には、一般に閲覧可能な公図を基に実施機関が個人の氏名等を加筆した図面があるが、それに記載されている情報の内、個人の氏名や特定の個人に関係する地名の情報については個人に関する情報であり、この情報が本件開示請求によって他の情報と併せて一般に明らかになると、異議申立人や異議申立

人以外の第三者である土地所有者ほか関係者の特定につながるおそれがあるため結果として異議申立人のみならず、関係者の権利利益を侵害することが想定されることから、本号ただし書アには該当しない。

また、ただし書イ「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要な情報」及びただし書ウ「公務員等の職及び氏名等」に該当する情報とも認められない。

上記イで示した個人に関する情報は、これらのことから判断して、開示することが公益上必要である情報とは認められないことから、本号ただし書には該当せず、条例第7条第2号本文により不開示とすべき情報である。

(2) 条例第7条第3号該当性について

ア 条例第7条第3号の趣旨について

本号は、法人等又は事業を営む個人の正当な事業活動の自由を保障するため、アとして、当該法人等又は当該事業を営む個人の権利、競争上の地位その他の正当な利益を害するおそれがある情報を不開示とすることを定め、また、イとして法人等及び事業を営む個人が、実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供した情報で一定のものを不開示とすることを定めたものと解される。

イ 条例第7条第3号アの該当性について

条例第7条第3号アは公にすることにより、法人等又は事業を営む個人の「生産技術上又は販売営業上のノウハウに関する情報」、「信用上不利益を与える情報」、「経営方針、経理、人事等の情報」等であって、その正当な利益を害するおそれがあるものを不開示とすることを定めたものと解される。

正当な利益を害するおそれの有無の判断に当たっては、その情報の内容及び性質のみならず、その事業の性格、県との関係、事業活動における権利利益の保護の必要性等を考慮するものであると解される。

本件開示請求にかかる情報の中には、実施機関からの質問項目に対して、弁護士がその項目毎に理由を付して回答したものがあつた。弁護士の回答内容は2種類の文書に記載されており、一つが弁護士が作成し記名・押印した法律相談回答書、もう一つが県職員が作成した法律相談の際の弁護士の発言内容等を記載した文書である。当審査会でその内容を見分したところ、弁護士が作成し記名・押印した法律相談回答書の内容は、弁護士であれば当該質問項目については同様な回答をすることが予想される一般的なものであり、その情報の内容及び性質等から判断して、弁護士名も含めてこれを公開することによって事業者の正当な利益を害するおそれがある情報とは認められず、条例第7条第3号アには該当しない。

ただし、県が法律相談を依頼した弁護士の印影については、弁護士がその事業活動を行う上で厳重に管理しているものであり、この情報を事業者の活動と関わりなく開示することにより、事業者の事業活動上の正当な利益を害するおそれがあること、さらに、上記弁護士への法律相談の内容（添付図面を含む。）に記載されている異議申立人以外の第三者である土地所有者が測量調査等を依頼した土地家屋調査士の氏名及び住所については、公にすることにより、土地家屋調査士の事業を営む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある

ことから、条例第7条第3号アに該当する。

また、県職員が作成した法律相談の際の弁護士の発言内容等を記載した文書は、担当職員が復命目的にメモとして作成したものであり、弁護士の発言内容を一言一句客観的に再現したものではなく、弁護士が作成した回答書と表現等が一致しない部分が多数含まれることから、これを開示した場合、当該弁護士にとって正当な利益を害するおそれがあることから、その部分については、本号アに該当する情報と認められ、不開示とすべきである。

ウ 条例第7条第3号イの該当性について

条例第7条第3号イは法人等及び事業を営む個人が、実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供した情報の取扱いを定めたものであり、当該法人等及び当該事業を営む個人において、通例として公にしないこととされているものなど、当該条件を付することが合理的と認められる場合に限り不開示とするものであると解される。

任意に提供された情報とは、法令等の根拠に基づかず提供された情報であり、実施機関が法令等の定める権限に基づいて強制的に入手し得る情報であるにもかかわらず、当該権限を行使せず行政指導等により任意の提供を受けたものについては該当しない。

また、通例として公にしないこととされているものに該当するためには、その情報が現に公にされていないというだけでは足りず、当該情報の性質に照らし、公にしないことが社会通念上相当と認められることが必要であると解される。

本件開示請求に係る弁護士が作成し記名・押印した法律相談回答書は、実施機関が公共用地の取得に伴う法律相談事務取扱要領に基づき、弁護士に対して提出を求めたものであり、これらはいずれの文書も実施機関に公にしないとの条件で提供されたという事実はなく、任意に提供された情報とは認められず、条例第7条第3号イには該当しない。

(3) 条例第7条第5号該当性について

ア 条例第7条第5号の趣旨について

本号は、県の機関又は国等の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報を不開示とすることを定めたものと解される。

これは、行政における内部的な審議、検討又は協議が円滑に行われ、適正な意思決定が損なわれないようにすることを目的としている。

行政における意思決定は、審議、検討又は協議を積み重ねた上でなされるものであり、その間の内部情報のうち、その途中で公にすることにより、外部からの干渉、圧力等により行政内部の自由かつ率直な意見の交換が妨げられ、意思決定の中立性が損なわれるおそれがある情報、未成熟な情報が確定した情報と誤解され、県民の間に混乱を生じさせるおそれがある情報等を不開示とするものである。

イ 条例第7条第5号本文の該当性について

審査会において、本件公文書について実際に見分したところ、弁護士への相談内容や相談結果を行政機関内部で整理した文書であるが、これを開示した場合、適正な意思決定を阻害する情報とまでは認められない。

実施機関においても条例第7条第5号を不開示の根拠条項として適用していない。

ただし、「弁護士への法律相談の内容(添付図面を含む。)」のうち、県南建設事務所の質問項目の「事務所の考え方」の部分及び同質問項目に記載されている異議申立人の要求行為に関する表現、用地グループ質問項目の「1 概要」の「 」に記載されている「 」の部分については、行政機関内部における検討、協議に関する情報であり、これらが公開された場合、率直な意見交換が妨げられ意思決定の中立性が損なわれるおそれがあること、またこれら未成熟な情報が確定した情報と誤解されるおそれがあることから、この部分については条例第7条第5号が該当すると考えられる。

(4) 条例第7条第6号該当性について

ア 条例第7条第6号の趣旨について

本号は、県の機関又は国等が行う事務又は事業の目的が損なわれ、又はこれらの事務事業の公正かつ適切な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報を不開示とすることを定めたものと解される。

なお、監査、交渉その他の反復的継続的な性質の事務又は事業にあつては、ある個別の事務又は事業に関する情報を開示すると、将来の同種の事務又は事業の適正な遂行に支障が生じることがあり得ることから、これらの事務又は事業についても本号の適用を受けるものである。

しかしながら、本号で規定する「支障」の程度については、名目的なものではなく実質的なものが求められ、「おそれ」も抽象的な可能性では足りず、法的保護に値する程度の蓋然性が要求されると解される。

イ 条例第7条第6号本文の該当性について

実施機関は、本件開示請求にかかる情報は、異議申立人との交渉等に関する情報であつて、今後の状況いかんでは訴訟に発展する可能性を含んでいるため、その内容が公にされた場合には、当該事務の適正な執行に支障を及ぼし、県の当事者としての地位を不当に害するおそれがあるものであると主張しているが、本件公文書は、弁護士への法律相談の内容、その法律相談の結果及び弁護士からの回答書であるが、その内容は事実関係及び行政機関からの質問項目とそれに対する弁護士からの回答であり、その回答も弁護士であれば当該質問項目については同様な回答をすることが予想される一般的な内容が中心であるため、仮に今後訴訟に発展したとしても、特に実施機関の地位を不当に害する情報とは考えられない。

このことから、仮に公開したとしても実施機関が主張する事務事業の適正な執行に支障が生じる具体的なおそれがあるとは認められず、条例第7条第6号には該当しない。

3 以上から、本件公文書の不開示とする根拠条項は条例第7条第2号、第3号及び第5号であり、それぞれの条項に該当するとした情報以外は開示すべきであり、「第1審査会の判断」のとおり判断する。

なお、本件の公文書不開示決定等をする際に実施機関が掲げた根拠条項は、条例第7条第2号、第3号及び第6号であったことから、本答申において不開示とする根拠

条項の変更を認めることになるが、実施機関が本答申を尊重して異議申立てに対する決定を行う場合、この変更は異議申立人に有利な決定となることにほかならないから是認されるべきである。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別紙

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成23年 4月15日	・ 諮問書受付
平成23年 4月26日	・ 実施機関に不開示及び一部開示決定理由説明書の提出を要求
平成23年 6月17日	・ 実施機関から不開示及び一部開示決定理由説明書の提出
平成23年 6月17日	・ 異議申立人に不開示及び一部開示決定理由説明書を送付 ・ 異議申立人に不開示及び一部開示決定理由説明書に対する意見書の提出を要求
平成23年 8月 9日	・ 異議申立人が不開示及び一部開示決定理由説明書に対する意見書を提出
平成23年 9月21日 (第188回審査会)	・ 異議申立ての経過説明 ・ 審議
平成23年10月19日 (第189回審査会)	・ 実施機関から不開示及び一部開示決定理由について聴取 ・ 審議
平成23年11月21日 (第190回審査会)	・ 異議申立人から不開示及び一部開示決定理由に対する意見を聴取 ・ 審議
平成23年12月14日 (第191回審査会)	・ 審議
平成24年 1月18日 (第192回審査会)	・ 審議
平成24年 2月22日 (第193回審査会)	・ 審議
平成24年 3月26日 (第194回審査会)	・ 審議
平成24年 4月18日 (第195回審査会)	・ 審議
平成24年 5月21日 (第196回審査会)	・ 審議
平成24年 6月18日 (第197回審査会)	・ 審議
平成24年 7月30日 (第198回審査会)	・ 審議
平成24年 8月23日 (第199回審査会)	・ 審議

参考

福島県情報公開審査会委員名簿

(五十音順)

氏名	現職等	備考
金井 光生	国立大学法人福島大学行政政策学類 准教授	
佐々木廣充	弁護士	会長職務代理者
丹野 豊子	行政書士	
富田 哲	国立大学法人福島大学行政政策学類 教授	会長
濱田千恵子	NPO法人理事	